

議案第10号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び湯梨浜町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年条例第56号）第2条の規定により本議会の議決を求める。

令和8年1月22日提出

湯梨浜町長 宮脇 正道

記

- 1 契約の目的 南谷公園大橋橋梁補修工事（1工区）
- 2 契約の金額 金78,672,000円
- 3 契約の相手方 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見178番地2
有限会社 前嶋組
代表取締役 前嶋 辰雄
- 4 契約の方法 指名競争入札

建設工事請負仮契約書



1. 工事名 南谷公園大橋橋梁補修工事（1工区）

2. 工事場所 東伯郡湯梨浜町大字光吉地内

着工 町議会議決の日の翌日

3. 工期 完成 令和8年9月30日

4. 請負代金額 金78,672,000円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額) (金7,152,000円)

5. 契約保証金 担保（前払保証事業会社の保証）

6. その他

- (1) この契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条による議会の議決を得た後、乙に対して、その旨を通知した日をもって、本文を本契約に切り替えるものとする。
- (2) 次に掲げる場合には、発注者は、この仮契約を解除できるものとする。
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた場合、
又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合に、当該請負者の施工能力等（施行計画、資金計画等を含む）を判断し、不適格とした場合。
イ 湯梨浜町から入札参加の資格制限又は資格（指名）停止をうけた場合。

上記の工事について、発注者 湯梨浜町（以下「甲」という。）と請負者 有限会社 前嶋組（以下「乙」という。）とは、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年1月8日

発注者 住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地1
(甲)

氏名 湯梨浜町
湯梨浜町長 宮脇正道



請負者 住所 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見178番地2
(乙)

商号又は名称 有限会社 前嶋組

代表者氏名 代表取締役 前嶋 辰雄



建設工事入札結果表

単位：円

工事概要等		入札者	決定順位	入札金額	備考
				第1回	
入札番号	第20260108-2号	(有)前嶋組	1	71,520,000	
担当課	建設水道課	(株)川田建設	2	71,530,000	
工事名	南谷公園大橋橋梁補修工事（1工区）	(有)中本建設	3	79,000,000	
工事場所	東伯郡湯梨浜町大字光吉地内	(有)八幡建設	4	79,400,000	
工事期間	令和8年9月30日限り	(有)戸羽建設	4	79,400,000	
入札執行日	令和8年1月8日	(有)平岡組	4	79,400,000	
予定価格	87,406,000円	(有)山建運輸	7	79,460,000	
選定理由	鳥取県格付A、Bを有する町内土木一般業者	以下余白			
落札業者	鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久見178番地2 (有)前嶋組				
請負金額	78,672,000円	上記金額は、入札者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(税抜き)である。			